

令和2年9月市議会 総務委員会資料

第129号議案

長崎市市民センター条例の一部を改正する条例

目次	ページ
1 条例改正案の概要	1
2 施設の概要	2～4
3 施設の状況	4
4 指定管理者の状況	4
5 指定までのスケジュール	5
6 条例新旧対照表	6～8



1 条例改正案の概要

(1) 改正理由

市民センターのうち南部市民センターにおいて、より効率的な運営を行い、施設の効用を高めるため利用料金制度を導入し、施設の利用に係る料金を直接、指定管理者の収入として収受させようとするもの

(2) 主な改正内容

ア 第10条に規定する「利用料金」について

(ア) 第1項の規定に「長崎市南部市民センター」を加え、第4項により指定管理者に利用料金を収受させる。

(イ) 第2項に規定する利用料金の別表第2に「長崎市南部市民センターの利用に係る基準額」の表を加える。

区 分		金額（1時間につき）
多目的ホール		円 2, 042
研修室	1	157
	2	178
	3	188

(3) 施行期日

令和3年4月1日

2 施設の概要

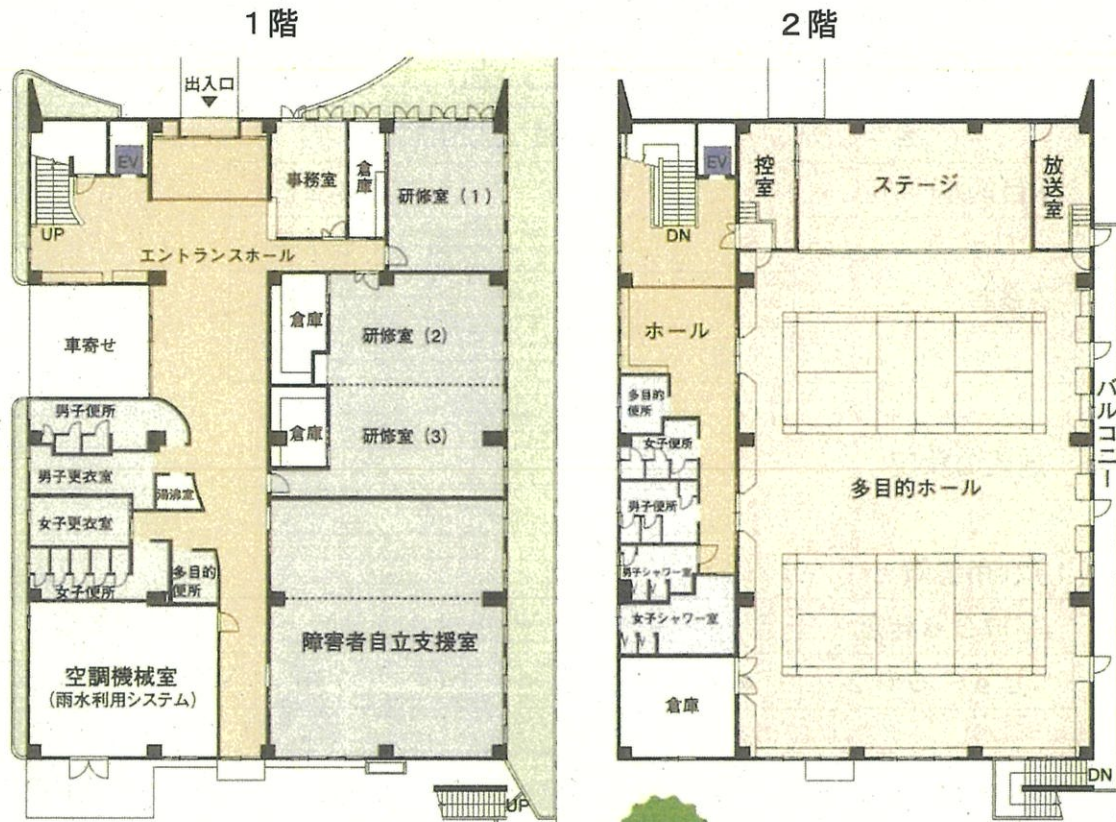
(1) 位置図



(外観写真)



(2) 平面図 (配置図)



(3) 設置状況

所在地	長崎市末石町162	
設置年月	平成19年3月	
主な施設内容	構造	鉄骨造2階建
	延床面積	1,520.36㎡
	施設内容	【1F】 エントランスホール 研修室1・2・3 障害者自立支援室 【2F】 多目的ホール
	駐車場	17台

(4) 設置目的

市民にコミュニティ活動の場を提供し、もって住みよい地域社会づくりの推進に資するため

(5) 開館時間 午前8時45分から午後9時までの時間帯を基本とし、1日12時間15分以上

(6) 休館日 年末年始（12月29日から1月3日まで）

(7) 利用料金（基準額）（※1ページの再掲）

区 分		金額（1時間につき）
多目的ホール		2,042円
研修室	1	157円
	2	178円
	3	188円

3 施設の状況

(1) 利用者数 (人)

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
34,502	36,994	40,171	34,468

(2) 指定管理料 (千円)

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
5,320	5,320	5,320	5,370

(3) 使用料収入 (千円)

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1,603	1,845	1,707	1,758

4 指定管理者の状況

(1) 現在の指定管理者及び指定期間

ア 指定管理者 南部市民センター運営委員会

イ 指定期間 平成28年4月1日から令和3年3月31日まで

(2) 選定方法 非公募

5 指定までのスケジュール

年月	市議会	内 容
令和2年 9月	9月議会	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">条例改正</div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例改正議案審査 ・ 特定団体に仕様書等を提示 ・ 特定団体から指定に必要な書類を受領 ・ 特定団体の選定
令和2年11月	11月議会	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">指定管理者の指定</div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定議案審査 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">債務負担行為の設定</div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補正予算議案審査
令和3年2月	2月議会	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">当初予算議案</div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当初予算議案（指定管理委託料）審査

6 条例新旧対照表

現 行	改正後 (案)
<p>長崎市市民センター条例 平成14年12月26日 条例第37号</p> <p>第1条～第6条 (略)</p> <p>(使用料)</p> <p>第7条 利用の許可を受けた者(長崎市三重地区市民センターに係るものを除く。)は、別表第1に定める使用料を納入しなければならない。</p> <p>2 前項の使用料は、利用の許可の際に納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>第8条～第9条 (略)</p> <p>(利用料金)</p> <p>第10条 利用の許可を受けた者(長崎市三重地区市民センターに係るものに限る。)は、長崎市三重地区市民センターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない。</p> <p>2 利用料金(附属設備の利用に係るものを除く。)は、別表第2に掲げる額を基準として、利用の形態等の状況を勘案して指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。</p> <p>3 附属設備の利用に係る利用料金については、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。</p> <p>4 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。</p> <p>第11条～第20条 (略)</p> <p>(市長による管理)</p> <p>第21条 市長は、指定管理者の指定をすることができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の停止を命じたときは、第3条の規定にかかわらず、管理の業務を自ら行うものとする。</p> <p>2 前項の場合における、第5条第1項、第6条、第10条第1項及び第3項、第11条、第14条並びに別表第2の規定の適用については、第5条第1項中「市長の承認を得て指定管理者が」とあるのは「市長が別に」と、第6条中「指定管理者」と</p>	<p>長崎市市民センター条例 平成14年12月26日 条例第37号</p> <p>第1条～第6条 (略)</p> <p>(使用料)</p> <p>第7条 利用の許可を受けた者(長崎市三重地区市民センター及び長崎市南部市民センターに係るものを除く。)は、別表第1に定める使用料を納入しなければならない。</p> <p>2 前項の使用料は、利用の許可の際に納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>第8条～第9条 (略)</p> <p>(利用料金)</p> <p>第10条 利用の許可を受けた者(長崎市三重地区市民センター又は長崎市南部市民センターに係るものに限る。)は、市民センター(長崎市三重地区市民センター又は長崎市南部市民センターに限る。)の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない。</p> <p>2 利用料金(附属設備の利用に係るものを除く。)は、別表第2に掲げる額を基準として、利用の形態等の状況を勘案して指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。</p> <p>3 附属設備の利用に係る利用料金については、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。</p> <p>4 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。</p> <p>第11条～第20条 (略)</p> <p>(市長による管理)</p> <p>第21条 市長は、指定管理者の指定をすることができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の停止を命じたときは、第3条の規定にかかわらず、管理の業務を自ら行うものとする。</p> <p>2 前項の場合における、第5条第1項、第6条、第10条第1項及び第3項、第11条、第14条並びに別表第2の規定の適用については、第5条第1項中「市長の承認を得て指定管理者が」とあるのは「市長が別に」と、第6条中「指定管理者」と</p>

あるのは「市長」と、第10条第1項中「長崎市三重地区市民センター」の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない」とあるのは「別表第2に掲げる使用料を市長に納入しなければならない」と、同条第3項中「利用料金については、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて」とあるのは「使用料については、市長が別に」と、第11条中「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金」とあるのは「市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料」と、第14条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第2項中「市及び指定管理者」とあるのは「市」と、別表第2中「金額」とあるのは「使用料」と、「指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める額とする」とあるのは「市長が定める」とし、第5条第2項、第10条第2項及び第4項並びに前条後段の規定は適用しない。

- 3 市長は、第1項の規定により管理の業務を行うこととし、又は同項の規定により行っている管理の業務を行わないこととするときは、あらかじめその旨を告示するものとする。

第22条 (略)

別表第1 (第7条関係)

1～2 (略)

3 長崎市南部市民センター

区分	金額 (1時間につき)
多目的ホール	円 2,042
研修室	1 157
	2 178
	3 188

4 長崎市古賀地区市民センターの使用料

備考

1～2 (略)

あるのは「市長」と、第10条第1項中「市民センター(長崎市三重地区市民センター又は長崎市南部市民センターに限る。)」の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない」とあるのは「別表第2に掲げる使用料を市長に納入しなければならない」と、同条第3項中「利用料金については、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて」とあるのは「使用料については、市長が別に」と、第11条中「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金」とあるのは「市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料」と、第14条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第2項中「市及び指定管理者」とあるのは「市」と、別表第2中「基準額」及び「金額」とあるのは「使用料」と、「指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める額とする」とあるのは「市長が定める」とし、第5条第2項、第10条第2項及び第4項並びに前条後段の規定は適用しない。

- 3 市長は、第1項の規定により管理の業務を行うこととし、又は同項の規定により行っている管理の業務を行わないこととするときは、あらかじめその旨を告示するものとする。

第22条 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に改正前の長崎市市民センター条例の規定に基づき長崎市南部市民センターの利用の許可を受けた者の使用料については、なお従前の例による。

別表第1 (第7条関係)

1～2 (略)

第3項 削除

3 長崎市古賀地区市民センターの使用料

備考

1～2 (略)

- 3 長崎市南部市民センターの多目的ホール又は長崎市古賀地区市民センターの体育館を部分的に利用するときの使用料は、市長が別に定める。
- 4 長崎市南部市民センターの多目的ホール又は長崎市古賀地区市民センターの体育館の利用者がその利用に係る準備又はリハーサルのために利用する時間の使用料は、この表に掲げる額（備考2の適用があるときは、当該適用後の額）の4割に相当する額とする。この場合において、当該4割に相当する額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 5 附属設備の使用料は、市長が別に定める。

別表第2（第10条関係）

区分		金額（1時間につき）
多目的ホール		円 2,011
研修室	1	293
	2	188
	和室	251
調理室		314

備考

- 1～2 （略）
- 3 多目的ホールを部分的に利用するときの金額は、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める額とする。
- 4 多目的ホールの利用者がその利用に係る準備又はリハーサルのために利用する時間の金額は、この表に掲げる金額（備考2の適用があるときは、当該適用後の金額）の4割に相当する額とする。この場合において、当該4割に相当する額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

別表第3（第18条関係） （略）

- 3 長崎市古賀地区市民センターの体育館を部分的に利用するときの使用料は、市長が別に定める。
- 4 長崎市古賀地区市民センターの体育館の利用者がその利用に係る準備又はリハーサルのために利用する時間の使用料は、この表に掲げる額（備考2の適用があるときは、当該適用後の額）の4割に相当する額とする。この場合において、当該4割に相当する額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 5 （略）

別表第2（第10条関係）

1 長崎市三重地区市民センターの利用に係る基準額

区分		金額（1時間につき）
多目的ホール		円 2,011
研修室	1	293
	2	188
	和室	251
調理室		314

2 長崎市南部市民センターの利用に係る基準額

区分		金額（1時間につき）
多目的ホール		円 2,042
研修室	1	157
	2	178
	3	188

備考

- 1～2 （略）
- 3 長崎市三重地区市民センター又は長崎市南部市民センターの多目的ホールを部分的に利用するときの金額は、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める額とする。
- 4 長崎市三重地区市民センター又は長崎市南部市民センターの多目的ホールの利用者がその利用に係る準備又はリハーサルのために利用する時間の金額は、この表に掲げる金額（備考2の適用があるときは、当該適用後の金額）の4割に相当する額とする。この場合において、当該4割に相当する額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

別表第3（第18条関係） （略）